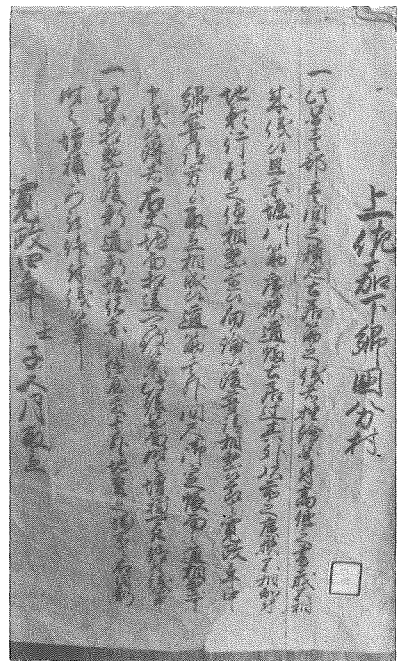


で北川副町福満寺の先師朝覚上人が、元亀元年（一五七〇）今山の戦火で焼失した実相院のお経会えの導師を勤めていた時持参したものと云われている。朝覚は少弐元盛の家臣で、今泉播磨守はりまのみと称した侍であった。主家の再興を計ったがならなかったため仏門に入り、天正十四年（一五八六）五十二才で遷化せんげしている。

#### 四 古絵図・古文書等

##### 1 大和町関係の古絵図



国分村絵図解説の分

江戸時代に入って急速に発達したものの一つに地図がある。一国全域を地図化したものに国絵図くにえずがあり、村ごとに作られた村絵図、町を示した町絵図等がある。その外多様な絵図が残されているが、江戸時代の絵図は今日とやや異なり絵画的要素を多分に含んだ地図である。佐賀県立図書館にはこれら各種の古絵図が千百二十七点も所蔵されているが、これらの古絵図の中で大和町関係のものは次のとおりである。

国分村絵図、国分寺南方羽巢輪はすわ一带、福島村（天明六年）、川上宿一带（天明五年）、東山田（天明五年）、淀姫社北方（天明五年）、大願寺（天明五年）二枚、横馬場（天明五年）、今山（全前）、都渡城（天明六年）、下田一带（全前）、有木広坂（全前）、井手原（全前）、三反田（全前）、名尾四十坊（全前）

又この村絵図には一々作製上その他についての説明がつけられている。写真右上の文は

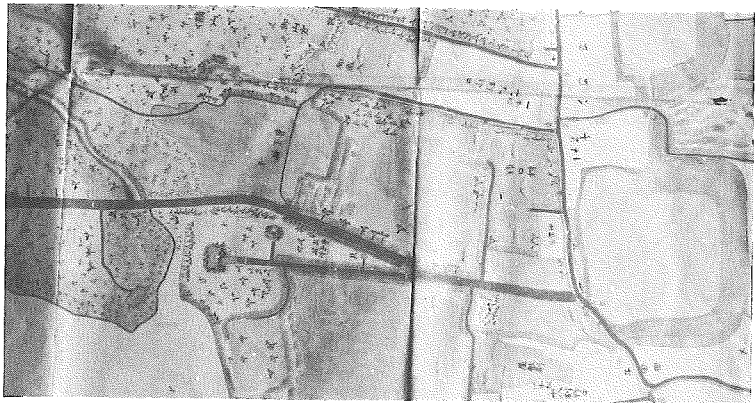
一、上佐賀下郷国分村 ※（一）内及び振り仮名は付記したもの

一、此図このずい老部おいちらぶ（分）老間いっけん之積也 土井筋とゐすじ之儀者ぎは挫絵図せえず二付高低につきこうてい之書載しよざい不相成儀ふさうせいぎ候 且亦堀川筋かつたほりかわすじ広狭ひろせ道幅みちのひろさ土井辻とゐすじ其外ほか以前いぜん之広狭ひろせ不相知ふさうしる付地形つけちがひ行形ぎやうぎやう之儘相整ままあいどのえおきそえう置候ちかひんいごふしんあいのいそえう節者せつは寛政年かんせいねん中郷普請ちゆうきやうふしん方々取立相成かたかたとりたひなりさうじやう候 道筋みちすじ其外間尺ほかまけんじやく御定帳面ごていぢやうめん之通相整とおほあいこのいもすべきせにさうじやう可申儀候得かまひんいこのいもすべきせにさうじやう者 右丈地面相違可致候條 此絵図面時々増補可被仰付儀候事

一、此図相整候 後新道新堀このすあいとのいそえうのちしんどうしんぼりきてまひきつぎやしきそのほかちがわりのばしよは亦引継屋敷其外地変之場所者右同断みまどうだん（同様）時々増補可被仰付儀候事

寛政四年壬子五月取立（一七九二）

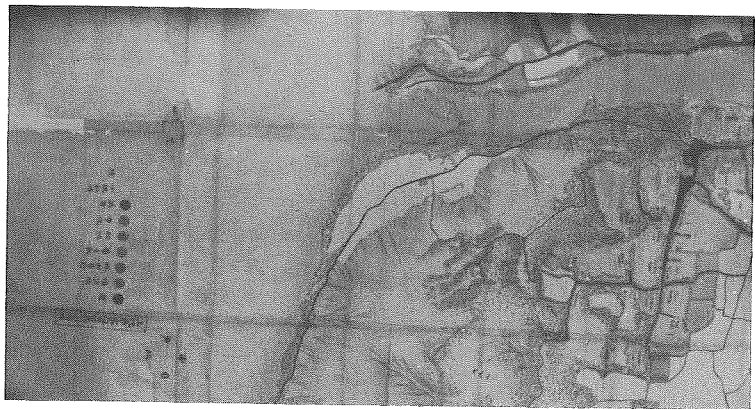
のとおりである。この絵図を作ったものの道路や堀、屋敷等は異動があるので時々増補するようなど細かい配慮をしている。後に掲げた当町の村絵図は紙面の都合上全部掲載することはできないが、例えば立石から川上に至るほぼ一直線の道路は、河上神社の参道であったため、他の道路よりも道幅も広く、道の両側には杉の並木が描かれその間に松が点々と描かれている。ここを年二回の祭礼の時たいまつは松明を



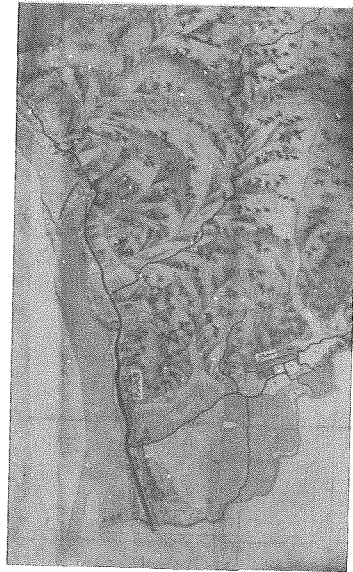
華一口野



大願寺



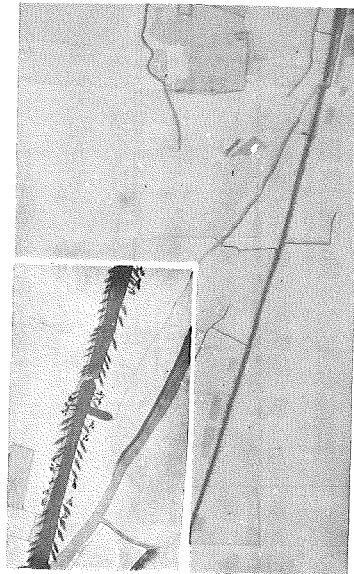
上三



都渡城村



今山村



杉並木 (拡大)

東山田



国分寺

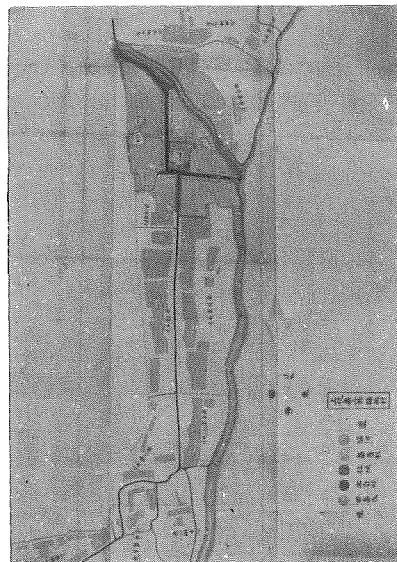
ともした御輿が夜中に下り、平野の下の宮から翌々日の昼河上神社へ帰った様子が想像される。又有木



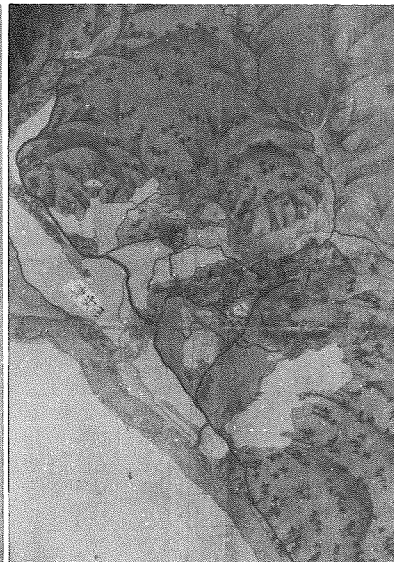
名尾・四十坊村



井手原村



福島村



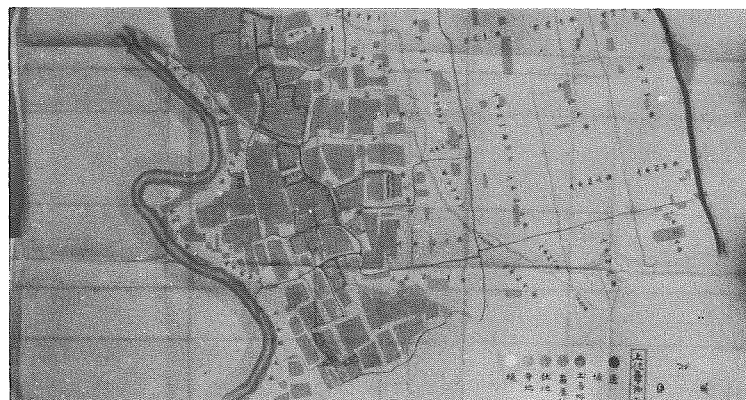
下田村



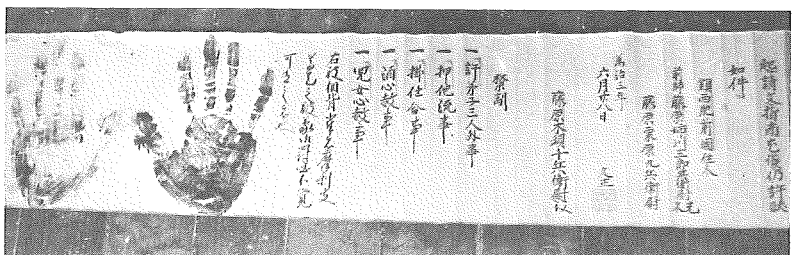
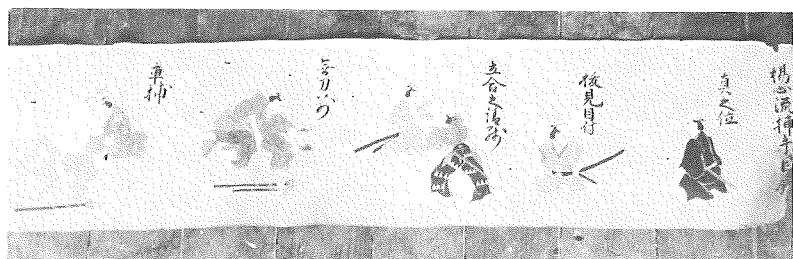
広坂・有木



三反田一帯



五領村



から広坂へは今の川沿いの道はなく山麓を通って筑前や唐津等へ往復したのである。

2 揚心流捕手目録 (副島 萬氏所藏)

長い巻物に墨で鮮やかに図を入れて揚心流の基本型を示した免許状である。これは万治三年六月二十八日付だから、今から約三百年以上たったものである。

揚心流捕手目録

昔の慣例によると、こうした免許皆伝はいわゆる自分の嗣子が愛弟子の中の一人にしかやらなかったものである。最後にこの揚心流の禁制として五カ条をあげているが、この五カ条に背く時は摩利支尊天の罰を受けると戒めている。

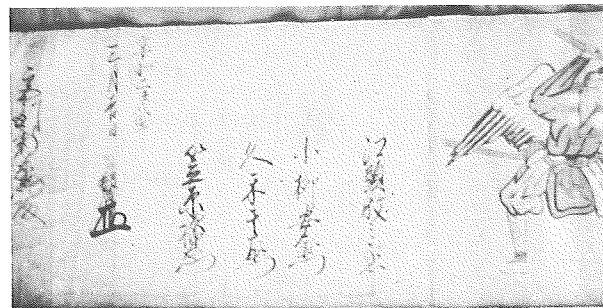
摩利支尊天は印度の神で、火星の女神をいい、国を護り兵戈を救う大力があるというので、武士や力士等の守り神であったという。

これを納めてある箱は嘉永元年(一八四八)で、この目録より後に作ったものである。

3 山伏棒術免許状

横馬場の宮副 茂氏所蔵のもので、享和二年(一八〇二)三月吉日の日付けがある。山伏独特の棒術の免許状で図入りの基本型を示している。又棒の持ち方、棒の下ろし方、棒仕合のことや「殺之伝」という項の「月影」、「村雨」、「水月」、「水月」等いずれも「口伝」となっており極秘のものようである。免許状の文中に

山伏棒術免許状



中に  
「あぢきなや  
山路をたどり  
行時は  
瀬の鳴音を  
道づれにせよ」  
と和歌によって  
秘伝を伝えるな  
ど、まことに奥  
床しいものであ  
る。



れている。

高城寺にあった文書は同書五巻に集録され、前者と共に県立図書館に保管されている。又実相院ではその後の調査により、昭和四十七年更に百数十通の古文書が発見され、これらの古文書は第十五、十六巻に集録されている。

(2) 国分忠俊書状

上掲のものは朽井村地頭国分忠俊が田畑山野を尊光寺に寄進するという書状で文永八年(一二七一)のものである。

(3) 三百年続く祭りの記録

川上部落に約三百年前の寛文五年(一六六五)「肥前国第一宮河上淀姫大明神假(仮)祭帳(事)九月二十五日」という淀姫社例祭に関する記録綴りと、約二百年前明和七年(一七七〇)の同様な記録綴りが残されている。

いずれも和紙に毛筆で記録され、紙面は変色しているが、明和のものより百年も古い寛文の方の綴りが破損も軽く、文字も容易に読みとることができる。内容は淀姫社假祭りの「仕様定書」が書かれ、祭りの様式・準備・供物の種類と数量・



忠俊の書状 (県立図書館蔵)

食事の内容等が定められている。祭主(施主人)を当時「注連本」といつていたようで、これは一年ごとの順番制になっている。この記録は現在もなお受け継がれており、浮立・神楽などは中止されているが、会食の内容、会計等は明らかにされている。三百年間の庶民の生活史として貴重な資料である。

(記録の一部)

注連本草富忠左衛門尉前二而改之

寛文五年乙卯九月廿五日

一、下田式畝

右田天明七未年芹田喜平次同萬十奉寄附之早(畢)

一、浮立鉦式挺

右者安政三丙辰十一月御祭二付

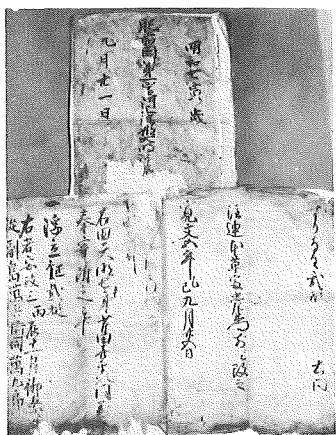
従副島萬兵衛同萬九郎奉寄附

(吉富の副島万氏の祖父)

五 法物

1 普賢延命菩薩騎象像(実相院蔵)

室町初期に描かれた仏画である。絹本着色で、画面の大



淀姫社の祭りの記録